

---

# 海洋境界画定と領土紛争

## 竹島と尖閣諸島の影

坂元 茂樹

Sakamoto Shigeki

---

### はじめに

日本は三つの領土紛争を抱えている。ロシアとの間の北方領土（歯舞諸島、色丹島、択捉島、国後島の4島）、中国との間の尖閣諸島（中国名：釣魚諸島）および韓国との間の竹島（韓国名：独島）の領有権をめぐる争いである。しかし、日中間では、島の領有権そのものが争われ、海洋の境界画定の問題は今のところ議論の対象にはなっていない<sup>(1)</sup>。そこで、本稿の分析対象からは除外し、もっぱら尖閣諸島と竹島の問題を取り上げたい。

本稿で取り上げる日中と日韓の海洋境界画定をめぐる問題には、共通点と相違点が存在する。共通点とは、日中、日韓いずれにも漁業協定が存在することである。中国との間には、1997年に日中漁業協定が締結された。同協定は、東シナ海に北緯34度40分と北緯27度の緯線、東西を両国から距岸約52海里の線で囲まれた、両国が漁獲を行なう自国民と漁船に対する取り締まり等を行なう暫定措置水域を設置すると同時に、12条で「この協定のいかなる規定も、海洋法に関する諸問題についての両締約国のそれぞれの立場を害するものではない」とのディスクレイマー条項（without prejudice clause）を置いた。

韓国との間には、1998年に日韓漁業協定が締結された。同協定は、竹島の領有権問題を切り離して協議するとの1996年の橋本龍太郎総理と金泳三大統領（いずれも当時）による日韓首脳会談の合意により初めて可能となったものである。本協定は、竹島問題を棚上げにして、境界画定が困難な竹島周辺海域には日韓両漁民が操業できる北部暫定水域を設けて、暫定的に漁業秩序を維持する方策がとられた（9条、附属書<sup>(2)</sup>）。もっとも、北部暫定水域ではそれぞれの漁民はそれぞれの国の法令によって取り締まることが合意されたため、予期せぬ結果が生じている。韓国では底刺し網漁業やかご漁業の漁法は禁止されておらず、その結果、これらの漁法によって仕掛けられた網などによって、日本漁民が実質的に北部暫定水域から排除され操業できない事態が生じている。こうした事態を受け、日本海の沿岸漁民は、韓国との間に排他的経済水域（以下、EEZ）につき早期の境界画定を望むようになってきている。なお、同協定では、日本海については、1974年に締結された日韓大陸棚北部協定の境界画定線を漁業暫定水域線として用いている（第7条）。かかる合意が可能になったのは、同協定では、領有権が争われている竹島が基点として採用されていないからである<sup>(3)</sup>。

相違点は、前述のように韓国との間には大陸棚の境界画定条約が存在し、残されているのはEEZのみであるという状況なのに対して、中国との間には大陸棚もEEZの境界画定も

行なわれていないことである。韓国との間にEEZの境界画定問題が残ったのは、日韓大陸棚協定の締結当時、EEZの概念は法的主張としてはあったものの、慣習法の地位を有していなかったからである<sup>(4)</sup>。なお、日韓の間では前述の北部協定のほかに日韓大陸棚南部協定が締結され、東シナ海では境界画定を50年間棚上げして、両国の大陸棚の主張が重複する海域を共同開発によって解決することに合意した<sup>(5)</sup>。もっとも中国は、日韓間のこの合意は中国を拘束するものではなく、日韓間の共同開発区域も中国の大陸棚であるとの主張を行なっている。このように、大陸棚の境界画定では、隣接する又は向かい合う利害関係国が存在する場合が多く、こうした状況は二国間アプローチのみではなく地域的アプローチの必要性を示唆している。その後、「大陸棚制度を更新し、排他的経済水域を制度化した」<sup>(6)</sup>国連海洋法条約（以下、海洋法条約）が1982年に締結され、事態をいっそう複雑にしている。

日韓と日中では、領土紛争の性格も、外交交渉のあり方も異なるので、以下、個別に検討を加えてゆくこととする。

## 1 日韓の海洋境界画定と竹島の影

### (1) 竹島をめぐる領土紛争

竹島（韓国名：独島）は隠岐諸島と鬱陵島の間にある、男島と女島の2島と数十個の岩礁からなる島である。1952年、韓国の李承晩大統領が海洋主権宣言を行ない、竹島を含んだ漁業管轄水域（いわゆる李承晩ライン）を設けたことで紛争が表面化した。日韓両国の主張は、次の3点で対立している。第一に歴史的根拠、第二に1905年の日本による領土編入措置の効力、そして第三にカイロ宣言から1951年の対日平和条約に及ぶ一連の措置の解釈問題である<sup>(7)</sup>。

日本側の主張によれば、1616年、江戸幕府の許可により、漁場開拓で80年間鬱陵島を経営し、その中継基地として竹島（当時の日本名は松島）を利用していた実績がある。江戸幕府は、1696年に鬱陵島の放棄を決定し、同島への渡航を禁止したが、竹島への渡航は禁止しておらず引き続き日本領としてとどまると主張する。他方、韓国は、『李朝官撰地理誌』に竹島を意味する于山島、三峯島への言及がある点や、松島の水域を日本漁民から守ったとする漁民安龍福の供述に関する『肅宗実録』の記述を、その証拠とする。いずれにしろ、これら両国の実行は、近代国際法の意味での実効的支配を竹島に行っていたとはいえないように思われる。その意味では、両国とも国際法が要求する先占の要件（領有の意思をもって、無主地を実効的に占有すること）を満たす必要があった。

こうした状況下で、1905年2月、日本は竹島を島根県に編入し告示する措置をとった。韓国は、この日本の措置は先占にあたるが、そもそも竹島は無主地ではなく韓国領であること、日本による領有意思の表明が島根県告示でなされており、韓国に通告がなかったことを理由として、その無効を主張している。これに対し、日本は、韓国が竹島を実効的に占有していた事実を立証する必要があること、1898年の南鳥島の編入も東京府告示でなされているが外国から争われていないこと、国際法上他国への通告義務はないと反論している。

その後、1943年のカイロ宣言で、日本は、「暴力及び貪欲により略取した他のすべての地

域から駆逐される」ことになった。これを受けた1951年の対日平和条約は、「日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」(2条(a)項)と規定した。問題は、このなかに竹島が含まれるかどうかである。韓国は、このなかに竹島が含まれるとし、日本が略取した独島は、日本から分離されることになったと主張する。また、占領下の1946年1月、連合国軍司令部覚書(SCAPIN)第677号が、日本から政治上、行政上分離する地域として、済州島や鬱陵島とともに竹島を含めたこと、また、同年6月に設定されたマッカーサー・ラインが、竹島を日本漁船の操業区域外に置いたことをその証拠とする。これに対し、日本は、併合前から日本領であった竹島はカイロ宣言に言う略取した地域ではないし、対日平和条約でもSCAPIN第677号にあった竹島の名は明示に排除されている。また、SCAPIN第677号自体、この指令中の条項はいずれも日本国領土帰属の最終的決定に関する連合国の政策を示すものと解してはならないと断っている、と反論している<sup>(8)</sup>。

日韓国交正常化交渉でも、竹島問題は争点となった。1965年、日韓基本関係条約締結とともに、両国の間に、「紛争解決に関する交換公文」が交わされ、外交交渉によって解決できない紛争は、調停により解決することが合意された。日本は、この紛争のなかに竹島問題は含まれると解しているが、韓国は、独島は固有の領土であり、この問題は日韓間の「紛争」たりえないと主張する。しかし、国際法上、一国の主張によって紛争の存否が決定されるわけではない。現在の国際司法裁判所(以下、ICJ)の前身である常設国際司法裁判所は、1924年のマプロマチス・パレスティン事件において、「紛争とは、二つの主体間の法律又は事実の論点に関する不一致、法律の見解又は利益の衝突である」<sup>(9)</sup>と定義している。また、1950年、ICJは、平和諸条約の解釈に関する勧告的意見のなかで、「国際紛争が存在するか否かは客観的に決定されるべきものであって、単に紛争が存在しないと主張がその不存在を証明することにはならない」<sup>(10)</sup>と述べている。これらの判例に従えば、日韓両国の間には、竹島の領有権をめぐる「紛争」が存在する。なぜならば、両国はともに、この島の領有権を主張しており、ここに領有をめぐる両国の法律の見解の対立があるからである。日本は、1954年9月25日の口上書で韓国にこの問題をICJに提訴することを提案したが、拒否されている。交換公文に基づく調停も、ICJによる解決も韓国の同意を必要としており、解決の糸口が容易に見出せない状況になっている。韓国では、竹島は日本の韓国侵略における最初の犠牲地であり、日本による韓国併合の第一歩と位置づけられている。日本が竹島を編入した前年の1904年に締結された第1次日韓協約で外交権が制約されており、日本の措置に対して抗議を唱えられない状況にあったというのである。盧武鉉大統領が2006年4月に出した特別談話の表現を借りれば、「独島は歴史的意味をもった我々の土地だ」との認識があり、竹島問題は領有権をめぐる単なる法律的紛争にとどまらず歴史認識の問題でもあると韓国では認識されており、このことが解決をいっそう困難にしていると言えよう。

## (2) 海洋境界画定をめぐる日韓の対立

海洋境界画定に適用される法は、日韓両国が当事国である海洋法条約である。同条約は、EEZおよび大陸棚の境界画定について次のように規定する。

「向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における排他的経済水域(大陸棚)の境界画定は、衡平な解決を達成するために、国際司法裁判所規程第38条に規定する国際法に基づいて合意により行う」(74条・83条)<sup>11)</sup>。

同一の内容を有するこれらの条文は、境界画定の合意に達するために関係国が誠実に行動する一般的な義務を確認していると言えよう<sup>12)</sup>。従来から、大陸棚またはEEZの境界画定に関しては、等距離・中間線原則と衡平原則という二つの考え方がある<sup>13)</sup>。しかし、先の二条文は、等距離・中間線原則にも、また衡平原則にも何ら言及していない。チャーチル(R. R. Churchill)やロウ(A. V. Lowe)の表現を借りれば、単に合意による境界画定を言うにすぎない<sup>14)</sup>。そこには、境界画定の問題は事例ごとに事情が異なっており、普遍的な基準を定めるのは困難という認識がある。

しかし、EEZの境界画定の基準をめぐって、日韓の間に意見の対立があるわけではない。なぜなら、両国とも、中間線を主張しており、その意味では等距離・中間線原則を主張している。日本は竹島を基点とした「竹島・鬱陵島中間線」を、韓国はこれまで「鬱陵島・隠岐中間線」を主張していた。ところが、2006年4月以来くすぶっていた竹島周辺海域における海洋調査をめぐる緊張が思わぬ波紋を呼んだ。2006年7月5日、日本の再三にわたる中止ないし延期要請にもかかわらず、韓国は竹島周辺海域で海流調査を実施した。その際、日本の主張する中間線の日本側海域に調査船が入ったとされる<sup>15)</sup>。他方、日本は竹島周辺海域で放射能汚染調査を実施することを通告した。韓国は当初、日本船舶の拿捕も辞さないという強行策を表明したが、結局、同年10月7日に両国で共同調査(相手方調査船への調査員の乗り込み、データ交換等)を行なうことで妥協が成立した。

紛争の背景には、いずれの国も竹島の領有権の主張を根拠に、海洋調査には沿岸国の事前許可が必要だとの態度をとったことがある。そこで日本は、尖閣諸島周辺海域の場合と同様に、相互事前通報制度の枠組み作りを提案したが、韓国はいまだこれに応じていない。しかし、仮に韓国が、日本の反対にもかかわらず、今後海洋調査を強行する事態が生じたとしても、海洋法条約241条が規定するように、「海洋の科学的調査の活動は、海洋環境又はその資源のいずれの部分に対するいかなる権利の主張の法的根拠も構成するものではない」ので、領有権の帰趨に影響を与えることはない。

こうした緊張関係のあおりを受けて、韓国は、突如、これまでの姿勢を転換し、中間線の基点となる島を鬱陵島から竹島に変更した。この通告は、2000年6月以来、6年ぶりに再開された2006年6月の第5回の日韓両国のEEZ境界画定交渉の場で行なわれた<sup>16)</sup>。こうして、島の領有をめぐる紛争が境界画定交渉に大きな影を投げかけることとなった。すなわち、EEZの基点を鬱陵島としていた韓国(竹島はEEZを有しない岩礁であるとの理解と推察される)は、竹島を基点とした「竹島・隠岐中間線」の立場を採用したのである<sup>17)</sup>。これに対して、日本は従来から竹島を基点とした「竹島・鬱陵島中間線」を主張しており、このため境界画定の交渉は暗礁に乗り上げている。このように両国は、日韓大陸棚北部協定とは異なり、竹島を基点として採用している。その結果、竹島の領土紛争の解決なしに、EEZの境界画定は困難な事態となった。



ただ、見方を変えれば、韓国の方針転換は、両国が、竹島がEEZを有する島であることに合意したことを意味する。海洋法条約121条は島の定義を行ない、「島とは、自然に形成された陸地であって、水に囲まれ、高潮時においても水面上にあるものをいう」(1項)と規定する一方、「人間の居住又は独自の経済的生活を維持することのできない岩は、排他的経済水域又は大陸棚を有しない」(3項)と規定する<sup>(18)</sup>。日比谷公園ほどの広さの岩礁である竹島は、EEZを有しない島であるとの主張を韓国は放棄したように見える。高潮時にわずかに北小島および東小島の二つの岩礁が約50cm海上にでるにすぎない沖ノ島島の周囲にEEZを設定している日本にとっては、この韓国の方針転換は歓迎すべき点もあると言えよう<sup>(19)</sup>。

仮にこの膠着状態を打破するために、日本が、「竹島は領有権を争っている島なのでお互いにEEZの基点として用いることをやめよう」と提案しても、韓国がこれを受け入れることはないであろう。なぜなら、韓国は竹島紛争そのものが存在しないという立場をとっており、この日本提案は到底受け入れられるものではないからである<sup>(20)</sup>。その意味で、両国の交渉は、しばらく膠着状態が続くと思われる。実際、2007年3月に開催された第7回の交渉では、両国は、境界画定は「国際法に基づいて合意により行う」という海洋法条約の条文を確認したにとどまった。

万一、外交交渉で島の領有権の帰属が決定したとしても、海洋境界画定にあたって、竹島にどのような効果を与えるかという問題が次に生じる。基点として完全な効果を認めるのか、または竹島の存在を無視して境界画定を行なうのか(無効果)<sup>(21)</sup>、あるいは1977年の英仏大陸棚境界画定事件判決がシリール諸島に対して認めたような半分効果(最初に、島を基点として用いることなく二つの沿岸の間に等距離線を引く。次に、島を基点として用いて等距離線を引く。そして、島に半分効果を与える線は、これらの二つの等距離線の間引かれた線ということになる)<sup>(22)</sup>を与えるのかという問題が残る。

韓国との間で日本が抱えている紛争と同様に、島の領有権の帰属と海洋境界画定が請求主題となったのが、ICJのカタールとバーレーンの海洋境界画定および領土問題事件である<sup>(23)</sup>。本事件は、その事件名からも明らかなように、カタール半島の一部といくつかの島や礁の帰属の決定と、両国間の海洋境界画定問題がその争点であった。さらに本事件では、かつて被保護国(カタールとバーレーンはともに1971年まで英国の被保護国)であった国の島の領有権が争われたという意味でも類似性を見出すことができる。裁判所は、最初の段階で領土問題を、次の段階で海洋の境界画定の問題を扱うという2段階アプローチを採用した。その意味では、エリトリア・イエメン仲裁裁判に類似している<sup>(24)</sup>。裁判所は、領有権の帰属の決定にあたって、宗主国の英国がどのような態度をとっていたかを重視した<sup>(25)</sup>。裁判所は、争点となっている島などの権原(title)に関する複雑な問題を考察する代わりに、島などの帰属の裁定を行なった1939年の英国の決定に焦点を当て、その性質や法的効果にもっぱら依拠したのである<sup>(26)</sup>。すなわち、両国が保護国から独立する以前の宗主国である英国による1939年決定は、国際法上、「国家間の紛議を、当該国家自らの選択により、かつ法の尊重に基づいて裁判官が解決することである」仲裁とは異なるとしながらも、そのことは当該決定に法的効果がないということの意味しないとして、その決定は両国を拘束すると

判示した<sup>(27)</sup>。こうした宗主国の意思を重視するという手法が竹島問題に適用されるならば、日本に有利な判決を期待できるかもしれない。

## 2 日中の海洋境界画定と尖閣諸島の影

### (1) 尖閣諸島をめぐる領土紛争

尖閣諸島（中国名：釣魚島）は沖縄県八重山諸島の北方にあり、魚釣島、北小島、南小島、久場島（黄尾嶼）、大正島（赤尾嶼）の五つの小島と三つの岩礁からなる島嶼群である。尖閣諸島の場合は、日韓両国が歴史的根拠を主張した竹島と異なり、歴史的根拠を主張するのは中国のみである。日本は、無主地に対する先占をその領有権の根拠としている。すなわち、1895年の閣議決定により、これらの諸島を無主地として沖縄県に編入し（ただし、大正島の編入についてはやや遅れ1921年）、平穏かつ継続的に国家機能を行ってきたと主張する。また、竹島が戦後すぐ紛争化したのとは異なり、紛争が顕在化するのには沖縄返還協定が締結された1971年である。同年、台湾が、次いで中国が自国領と表明し、同諸島が日本に返還されることに反対してからである。その契機となったのは、1968年の国連アジア極東経済委員会（ECAFE）による、尖閣諸島周辺海域には石油・天然ガスが多量に存在する可能性があるとの発表であった。したがって、この領土紛争は、当初から海底資源をめぐる紛争の性格を色濃くもっていたと言える。

中国は、尖閣諸島が明・清時代の『冊封使録』その他の文献に「釣魚嶼」、「黄尾嶼」、「赤尾嶼」として言及されており、台湾の付属島嶼であったと主張する。尖閣諸島は日清戦争で日本が「盗取」した地域であり、「暴力及び貪欲により略取した地域からの駆逐」を定めた1943年のカイロ宣言により返還されなければならないと主張する。これに対し日本は、冊封使の航路目標としてこれらの島が知られていたとしても、積極的に中国領とする文献は存在しないと反論する。また、尖閣諸島は日本が平和裏に自国に編入した領土であり、対日平和条約は「日本国は、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」（2条（b）項）と規定するが、同諸島は台湾の付属島嶼ではなく、日本が放棄した台湾には含まれないとする。また、台湾との間に締結された日華平和条約でも、尖閣諸島の返還については明記されていないことを指摘する。つまり、仮に中国が歴史的根拠をもっていたとしても、中国も台湾も、尖閣諸島の日本編入後75年間、何らの異議も唱えず日本による領有を黙認してきており、日本の領土であることは明確だということである<sup>(28)</sup>。

### (2) 海洋境界画定をめぐる日中の対立

前述したように、日中間には大陸棚もEEZの境界画定も行なわれていない。領有権をめぐって争っている尖閣諸島の周辺海域をどちらの海域とするかで境界画定の線は大いに異なりうる<sup>(29)</sup>。日本は尖閣諸島と中国大陸との中間線を主張している。これは、尖閣諸島は海洋法条約121条2項の「3に定める場合を除くほか、島の領海、接続水域、排他的経済水域及び大陸棚は、他の領土に適用されるこの条約の規定に従って決定される」に従い、EEZも大陸棚も有する島であるとの認識を前提にしている。他方、中国は、1992年2月に台湾および尖閣諸島を含む各島を中国領土とする旨を規定した「領海及び接続水域に関する法律」

を制定している（日本は抗議）。ただし、今のところ、中国は大陸棚に関する自然延長論の立場をとっており、尖閣諸島の法的地位（島か岩か）について公式な態度は表明していない。時折、中国の研究者の議論として、尖閣諸島は大陸棚やEEZを有しない岩であるとの議論（日本が基点として用いることを封殺する議論）が聞こえてくる程度である。いずれにしろ、EEZの境界画定問題を公式には提示していない。その結果、対立は、境界画定の対象認識の相違および境界画定の基準をめぐる生じている。

2003年8月、中国が白樺（中国名：春暁）油ガス田の開発に着手したことによって、日中間で、この資源開発をめぐる激しい対立が生じている。これに対し、日本は、2004年7月より、経済産業省によるノルウェーからチャーターした3次元探査船を使った探査結果により、中国が開発している一部の油ガス田については、その構造が中間線以东（日本側）まで連続していることが明らかまたはその可能性を否定できないとして、日本の資源が吸い取られるおそれがあるとして、これらの油ガス田の情報提供および開発中止を要求している<sup>(30)</sup>。しかし、中国はこれに応じていない<sup>(31)</sup>。これまで民間会社の鉱業権の出願の許可または不許可の処分を留保してきた日本も<sup>(32)</sup>、これに対抗して、2005年7月、日本の民間会社である帝国石油会社から出されていた試掘権設定申請に対し許可を与えた<sup>(33)</sup>。他方、中国は2005年9月には樞（中国名：天外天）での生産を開始し、白樺についても、海底パイプラインでつながった浙江省寧波市の天然ガス処理施設が試運転を始めた。

#### 境界画定の対象は何か 大陸棚かEEZか

中国は東シナ海の境界画定をめぐる紛争を大陸棚の境界画定と捉えている<sup>(34)</sup>。これに対し、日本はEEZと大陸棚の境界画定をめぐる紛争と捉えている。

中国は、自然延長論を採用し、自らの主権的権利は沖縄トラフ（船状海盆）まで及ぶと主張する。こうした主張を基礎に、係争海域は中間線と沖縄トラフの間であるとする認識の下、中間線以西（中国側）で海底資源の探査・開発を進めている。とりわけ、中間線の中国側4.5キロメートルの地点で海上プラットフォームを稼働させ油ガス田の開発を本格化させている（いわゆる春暁油ガス田問題）。他方、日本は、沖縄トラフは窪みにすぎず大陸棚の物理的限界を示すものではないと主張する。また、400海里未満の東シナ海の海域において境界を確定するにあたっては、両国間の中間線を基本とすべきであると主張している。つまり、日本は、係争海域は東シナ海全体におけるお互いの200海里の重複する海域であると主張し、中間線の設定はあくまで暫定的なものにすぎず、境界が合意によって設定されるまでは、国際法上の権原として日本のEEZもしくは大陸棚が、日本の基線から200海里まで及んでいることは不変であるとの立場を採用している<sup>(35)</sup>。そうすると、「排他的経済水域及び大陸棚法」という国内法で定めた中間線の意義が問題になるが、この点については、日本の法令適用上の限界を一方向的に設定したものであり、対外的に日本の主張を制約するものではないという立場をとっている。

ところで、最近の海洋境界画定においては、EEZおよび大陸棚の境界画定につき同一の境界線を引く傾向がある。海洋法条約は、原則として、EEZと大陸棚について単一の境界線を義務づけているわけではない。なぜなら、EEZの権原の根拠は200海里の距離基準であるの

に対し、大陸棚のそれは沿岸陸地と海底地質構造との連続性という自然延長だからである(57条、76条)。しかし、EEZが設定されている水域では、大陸棚は距岸200海里まではEEZに包摂されるのであり、自然延長は200海里を超える部分にのみ関係する。こうしたこともあってか、境界画定にあたって単一の境界線を引く国家実行がみられる。カタール・バーレーン海洋境界及び領土問題事件の判決で、ICJは、次のように判示した。

「単一境界線概念は……自らに属する海洋管轄権をもつ様々な水域を確定する1本の連続した境界線を確立したいという国々の願望にその説明を見出すことができる」<sup>(36)</sup>

少なくとも、自然延長論にこだわる中国は大陸棚の境界画定のみを希望しており、単一の境界線が可能となるかどうか予断を許さない状況である。しかし、200海里制度が確立された今日、EEZを棚上げにして、大陸棚のみの境界画定を行なうことがどれほど現実的であるか疑問なしとしない。なお、EEZに関する海洋法条約56条3項の「この条に定める海底及びその下についての権利は、第六部〔大陸棚に関する部〕の規定により行使する」との規定を捉えて、海底及びその下については、大陸棚制度が優越し、境界画定についても自然延長論が優越するとの議論を行なう論者がいる。しかし、同項が想定しているのは、いわゆる開発方法や方式の問題であって、境界画定方法ではない。そう理解しなければ、境界画定方法につき、海洋法条約が、前述したように、EEZと大陸棚について同一の条文(74条・83条)を置いた意味がでてこない<sup>(37)</sup>。

#### 境界画定の基準 国際判例の動向

日本は、1996年に「排他的経済水域及び大陸棚法」を制定し、EEZおよび大陸棚のいずれについても暫定的に中間線を引いている(1条2項、2条)。他方、中国は、1998年に「排他的経済水域及び大陸棚法」を制定し、「海岸が隣接し又は向かい合っている国家と排他的経済水域および大陸棚に関する主張が重なり合う場合、国際法を基本として衡平原則に基づき協議により境界画定を行う」(2条)と規定している。つまり、日本は、境界画定に関する最近の国際判例にかんがみ、EEZおよび大陸棚ともに中間線に基づき境界を画定すべきだと主張するのに対し、中国は、境界画定の際に中間線を用いることは適当ではないと主張する。特に、大陸棚については大陸棚の自然延長として沖縄トラフまでの主権的権利を主張する。EEZについては、その立場を明らかにしていないが、衡平原則に依拠しているように思われる。このように、両国の東シナ海における境界画定に関する基本的争点は、画定基準を定める法原則について、「等距離基準・特別事情」と「衡平原則・関連事情」のいずれを一般規則として認めるかという点にある。日中両国はこの問題で交渉を重ねているが、双方の主張はいまだ対立している。

ところで、ICJには、これまで13件に及ぶ大陸棚の境界画定紛争が付託されている<sup>(38)</sup>。ICJは、1969年の北海大陸棚事件判決において、大陸棚条約6条2項の等距離原則を排除し、境界画定は衡平の原則に従い、自然の延長を構成する大陸棚の部分をその国に帰属させるように考慮して、関係国間の合意に基づいて行なわなければならないと判示した<sup>(39)</sup>。しかし、海洋法条約で200海里EEZの制度が採用されて以後、ICJの判例には大きな変化がみら



れる。

ICJは、1982年のチュニジア・リビア大陸棚事件判決において、「領土の自然な延長という観念は、……それ自体、近隣国の権利に対する関係で一国の権利の及ぶ正確な範囲を決定するのに必ずしも十分ではなく、また適当でさえないであろう」とし、「沿岸国の自然な延長が大陸棚に対するその法的権原の基礎であるという原則は、本件において、隣接する国に属する区域の境界画定に適用される基準を必ずしも提供するものではない」と判示した<sup>(40)</sup>。自然延長の基準によって大陸棚の範囲を定めることはできても、境界画定の基準としてはそのまま用いることはできないというのである<sup>(41)</sup>。

また、同裁判所は、1985年のリビア・マルタ大陸棚事件判決において、EEZと大陸棚との関係について、「EEZと同様に、大陸棚にはいまや距離基準が適用されなければならない」とし、「とりわけ、権原の証明のときはそうであって、200海里以内では沿岸からの距離に依存し、地質学的特性はまったく無関係である」としたうえで、「裁判所としては、国家実行は等距離方法又は他のいかなるものも義務的にしていないと考える。ただ『印象的な証拠』として、等距離方法はさまざまな場合に衡平な結果を生み出すことが考えられる」と判示した<sup>(42)</sup>。本事件では、両国間の中間線を基礎に、無人の島の存在や海岸線の長さなど衡平の考慮により、その線を修正して境界線を決定した。

1993年のヤンマイエン海洋境界画定事件判決は、大陸棚条約6条に言う「等距離・特別事情規則」が衡平原則に基づく一般規則を表わすものであれば、これと慣習国際法上の「衡平・関連事情規則」との間に実質的な差異はないとし、大陸棚の境界画定においては、大陸棚条約6条ではなく慣習法を適用するとしても、暫定的に中間線を引いて、それを関連事情により調整するのは先例と一致していたとした。実際、等距離中間線を暫定線としたうえで、衡平な解決を達成するために、海岸線の長さや漁業資源の分布状況などの関連事情を考慮に入れて、中間線を修正し、大陸棚とEEZに共通する境界線を示した<sup>(43)</sup>。

2001年のカタル・バーレーン間の海洋境界画定及び領土問題事件判決では、ICJは、等距離中間線を暫定的に引いたうえで、考慮すべき特別の事情の存在を検討しつつ、その線を若干修正する判断を示したのである<sup>(44)</sup>。

こうした国際判例の動向をみれば、たしかに大陸棚の境界画定の基準はあらかじめ特定されているわけではないが、向かい合っている国同士の間では、中間線が一つの基準とされていると言えよう。換言すれば、大陸棚の境界画定基準としての自然延長論は決定的なものではなく国際判例のなかでは次第にその比重を低下しつつあると言える。また、EEZの概念が定着するにつれ、200海里の距離基準に包摂される大陸棚の概念がEEZの制度のなかに吸収されて<sup>(45)</sup>、向かい合う国の間における400海里未満の海域の境界画定にあたっては、衡平な解決を図るために、自然延長論が認められる余地はなく、中間線を暫定的に引いたうえで個々の関連事情を具体的に考慮してその暫定線を修正するという方式が採用される傾向にあることを指摘できる<sup>(46)</sup>。しかし、中国は依然として大陸棚の境界画定の基準として自然延長論を主張しており、EEZとの単一の境界線を引くことを希望しているかどうかはともかく、大陸棚の境界画定について日本との間に合意は存在しない。

前述したように、尖閣諸島の領有権をめぐる両国の主張は対立しており、この問題の解決なしに境界画定の合意は容易ではないと推察される。逆に、境界画定交渉の長期化が確実であるために、両国は共同開発の協議を優先させているとも言える<sup>(47)</sup>。しかし、日中は共同開発の対象となる海域をめぐる対立している。日本は、係争海域は東シナ海全体におけるお互いの200海里の重複する海域であると考え、共同開発はこの水域、日中中間線をはさんで行なわれるべきだと主張する。他方、中国は、係争海域は中間線と沖縄トラフの間にあり、共同開発は日中中間線の東側海域で行なわれるべきだと主張する。中間線の西側は中国が単独で開発できる海域であり、共同開発の対象とはならないというのである。日本は、2007年7月に施行された「海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律」により、日中中間線の東側での第三国による日本の試掘船に対する妨害活動に対処できる法律を制定した。しかし、中国が沖縄トラフまでの大陸棚に対する主権的権利を主張する以上、日本が実際に探査活動に入った場合、日中はさらに対立を深めることになる。

### おわりに

EEZおよび大陸棚の境界画定に関する海洋法条約74条2項および83条2項では、「関係国は、合理的な期間内に合意に達することができない場合には、第15部に定める手続〔紛争解決手続〕」に付すると規定している。しかし、中国は東シナ海の檣（中国名：天外天）や白樺（中国名：春曉）で一方的開発に踏み切る直前の2006年8月25日に、国連事務総長に対して、298条1項(a)(b)および(c)に定める紛争につき、第15部第2節（拘束力を有する決定を伴う義務的手続）から除外する旨の宣言を寄託した<sup>(48)</sup>。ということは、(a)項(i)にあるように、「海洋の境界画定に関する第15条、第74条及び第83条の規定の解釈若しくは適用に関する紛争」について、附属書に定める仲裁裁判所において紛争を解決する途は閉ざされていることになる。もっとも、同項(i)には、続けて、「ただし、宣言を行った国は、このような紛争がこの条約の効力発生後に生じ、かつ、紛争当事者間の交渉によって合理的な期間内に合意が得られない場合には、いずれかの紛争当事者の要請により、この問題を附属書第2節に定める調停に付することを受け入れる」と規定する。海洋法条約は、本件が附属書第2節に定める強制調停に付されることを必ずしも排除していない。しかし、この強制調停の対象は、海洋法条約の効力発生（1994年11月16日）後に生じた紛争に限定されるので、日中の境界画定をめぐる紛争が1994年以降に発生したと言えなければ、強制調停の対象から外れることになる<sup>(49)</sup>。また、両国には尖閣諸島の帰属に関する領有権の争いがあり、同項(i)の末文の「島の領土に対する主権その他の権利に関する未解決の紛争についての検討が必要となる紛争については、当該調停に付されない」と規定されているので、本件は強制調停にも付されないことになる<sup>(50)</sup>。強制調停とは別の任意の調停による解決が284条に規定されているが、手続開始に相手国の同意が必要とされ（2項・3項）、またその効果も勧告にとどまるので（附属書V7条）、あまり効果は期待はできない。いずれにしても、中国には、東シナ海の境界画定問題を海洋法条約が定める紛争解決手続で解決しようとする姿勢はみられない。

それでは、ICJを利用して紛争解決する可能性があるかと言えば、これも否定的に解するほかない。周知のように、ICJには強制管轄権がなく、紛争当事国の一方が紛争を相手国の同意なしに付託することはできない。ICJの管轄権を認める選択条項についても、日本は選択条項の受諾宣言を行なっているものの、中国はこれを行なっておらず、ICJにこの問題を付託するには特別合意以外に方法はない<sup>(51)</sup>。日本はともかく、海洋法条約上の義務的紛争解決手続を回避しようとする中国が特別合意の締結に同意するとは考えにくい。現在の状況で、こうした第三者の司法機関による紛争解決のめどがない以上、この問題は両国の外交交渉による解決に委ねるほかない。その外交交渉で、前述したように、境界画定を棚上げにした共同開発の議論がでている。

両国の活動の法的基盤を安定化するためには境界画定の合意が最善ではあるが<sup>(52)</sup>、暫定措置として共同開発に関する協議が優先されていると言える。実際、温家宝国務院総理の2007年4月の訪日の際、日中両国首脳は、東シナ海の問題につき、「互惠の原則に基づき共同開発を行うこと」とし、共同開発については「双方が受入れ可能な比較的広い海域で共同開発を行う」ことに合意した<sup>(53)</sup>。たしかに、共同開発は万能薬ではないが、境界画定の困難な海域で成功を収めた例もあり、十分検討に値する<sup>(54)</sup>。もちろん、共同開発区域設定のための交渉それ自体容易ではないが、日中両国が日中友好という大きな枠組みのなかでこれに取り組むことは大きな意義があると思われる。1989年のティモール・ギャップ協定は、対象海域をめぐる自然延長論の立場（オーストラリア）と中間線の立場（インドネシア）の膠着状態を棚上げにすることによって、実際的な経済的利益を確保する途を両国が選んだ政治的成果である。もちろん、同協定の例をみてもわかるように、本文で共同開発区域について合意したとしても、そこでの共同開発を具体的に実施するための附属文書（石油探掘コード、生産分与に関するモデル契約書、二重課税防止のための租税コードなど）をまとめる必要がある<sup>(55)</sup>。ひとくちに共同開発と言うが、具体的実施のためには詰めるべき課題も多い。しかし、これに取り組む価値は十分にあると思われる。

韓国もまた、2006年4月18日に、国連事務総長に対して、298条1項(a)(b)および(c)に定めるすべてのカテゴリーの紛争につき、第15部第2節（拘束力を有する決定を伴う義務的手続）に規定するいかなる手続も受け入れない旨の宣言を寄託した。そして、同宣言は直ちに効力を有すると付け加えた<sup>(56)</sup>。前述した中国と同様、竹島問題並びに境界画定問題を海洋法条約が定める紛争解決手続で解決する途は閉ざされていると言えよう。ICJについても同様である。前述したように、日本は、1954年に竹島問題をICJに提訴することを提案したが、韓国により拒否されており、竹島紛争は存在しないという立場の韓国が紛争を付託するための特別合意を締結する可能性はほとんどないと言わざるをえない。中国との比較で言えば、韓国との場合には、今のところ解決の糸口もみえない状況である。

いずれにしても、国際法上の問題を中核とする外交問題に司法的解決の可能性がないのであれば、中国や韓国との外交交渉の場において、外交当局に国際法上の議論に対応できる布陣をしいて、国際法上は日本の主張に利があることを粘り強く説得するしかない。それは、2007年7月に施行された海洋基本法採択の際の、「海洋の新たな秩序を構築すること



が海洋国家としての我が国の国益に沿うことにかんがみ外交的施策を始めとする各般の施策をより一層強力に推進する」という国会の附帯決議に沿う取り組みと言えよう。

- (1) なお、日口の漁船がそれぞれ相手国の200海里内で漁獲を行なう手続や条件を定めた日口地先沖協定第7条は、「協定のいかなる規定も、海洋法の諸問題についても、相互の関係における諸問題についても、いずれの締約国政府の立場又は見解を害するものとみなしてはならない」と規定する。北方4島周辺海域で日本が有償入漁の見返り金をロシアに支払っているが、これはいわゆる「入漁料」ではなく、日本漁船が入域する水域でのロシアの資源管理措置に対する必要費用の分担との位置づけがなされている（「北方4島周辺海域における韓国サンマ漁船問題（水産庁見解）」2001年6月22日）。その意味では、EEZに絡む問題は存在するが、境界画定問題は前面には出ていない。
- (2) もっとも、協定第15条は、「この協定のいかなる規定も、漁業に関する事項以外の国際法上の問題に関する各締約国の立場を害するものとみなしてはならない」とのディスクレイマー条項（without prejudice clause）を置いている。
- (3) 小田滋『海洋法研究』、有斐閣、1975年、167ページ。芹田教授は、紛争中の島は境界画定の基点として考慮されないと主張するが、EEZの境界画定では日韓とも竹島を基点として主張しており、事例や状況ごとに異なるように思われる。芹田健太郎『島の領有と経済水域の境界画定』、有信堂、1999年、注2）52-55ページ参照。
- (4) 日本が「漁業水域に関する暫定措置法」により200海里漁業水域を設定したのが1977年、海洋法条約がEEZを制度化したのが1982年、ICJがリビア・マルタ大陸棚事件でEEZの慣習国際法性を承認したのが1985年である。ICJ Reports 1985, p. 33, para. 34.
- (5) なお、本協定は、その第28条で、「この協定のいかなる規定も、共同開発区域の全部若しくは一部に対する主権的権利の問題を決定し又は大陸棚の境界画定に関する各締約国の立場を害するものとみなしてはならない」というディスクレイマー条項（without prejudice clause）を設けている。
- (6) 奥脇直也・小寺彰「日本と『国際法問題』」『ジュリスト』No. 1321（2006年）8ページ。
- (7) 太寿堂鼎『領土帰属の国際法』、東信堂、1998年、139ページ。
- (8) 同上、148-150ページ。
- (9) PCIJ (Permanent Court of International Justice) Series A, No. 2 (1924) p. 11.
- (10) ICJ Reports 1950, p. 74.
- (11) ICJ 規程第38条への言及は、具体的な問題の解決方法につき明確な指針を与えるものではない。この点については、Cf. Tullio Scovazzi, “The Evolution of International Law of the Sea: New Issues, New Challenges,” *Recueil des Cours*, Vol. 286 (2000) p. 195.
- (12) *Ibid.*, p. 196.
- (13) 栗林忠男「排他的経済水域・大陸棚の境界画定に関する国際法理 東シナ海における日中間の対立をめぐって」『東洋英和女学院大学大学院紀要』第2号（2006年）3ページ。
- (14) R. R. Churchill and A. V. Lowe, *The Law of the Sea*, 3rd ed., Manchester University Press, 1999, p. 191.
- (15) 兼原敦子「日韓海洋科学調査問題への国際法に基づく日本の対応」『ジュリスト』No. 1321（2006年）59ページ参照。
- (16) 第1回は1996年8月に、第2回は1997年5月に、第3回は同年11月に、第4回は2000年6月に、第5回は2006年6月に、第6回は同年9月に、東京とソウルで順番に開催されている。
- (17) 『読売新聞』2006年6月14日。
- (18) カタール・バーレーン間の海洋境界及び領土問題事件では、バーレーンが海洋法条約の当事国であるのに対し、カタールは非当事国であった。そこで、ICJは慣習法を適用せざるをえなかったが、島の帰属の決定に際し、第121条2項を慣習法の法典化と捉え、同規則により、島はその規模にかかわらず、どれも同じ地位を共有し、したがって、他の領土の場合と同じく、海洋の権利を発生



- させると判示したのに対し、ジャリム礁という岩礁を考察する際に、同条3項を用いなかったという事実は、ICJが当該条文についての慣習法性を認めなかったことを示唆しているとの評価をなす論者がいる。Cf. Malcolm D. Evans, “Case Concerning Maritime Delimitation and Territorial Questions between Qatar and Bahrain (Qatar v. Bahrain)” *ICLQ (International and Comparative Law Quarterly)* Vol. 51 (2002) p. 717, n. 54.
- (19) 日本は、1977年に沖ノ鳥島の周囲に200海里の漁業水域を、1996年に200海里の排他的経済水域を設定したが、いずれの国からも抗議を受けたことはない。2004年4月22日、同島周辺で海洋の科学的調査を進める中国が、中国海洋調査船問題に関する日中協議の場で、「沖の鳥島は海洋法条約第121条3項に言う岩であり、その周辺に200海里の排他的経済水域を設定することができない」と初めて主張した。
- (20) 芹田、前掲書、注3) 241ページ。
- (21) 日韓北部大陸棚協定における竹島がそうだが、このほか、三つの島の領有権の帰属と大陸棚の境界画定を解決した1969年のアブタビ・カタール協定でも、いずれの島も基点としては無視された。芹田、同上、52-53ページ。
- (22) 芹田、同上、116ページ。
- (23) 本判決の詳しい内容については、国際司法裁判所研究会「カタールとパレーン間の海洋境界画定および領土問題事件（本案判決）（2001年3月16日）」（坂元茂樹担当）『国際法外交雑誌』第105巻4号（2007年）122-149ページ参照。
- (24) 最初の裁定は1998年10月9日に、2番目の裁定は1999年12月17日に下された。本裁定については、Cf. *International Legal Materials*, Vol. 40 (2001) pp. 900ff and 983ff. 本件の評価については、Cf. Barbara Kwiatkowska, “The Eritrea/Yemen Arbitration: Landmark Progress in the Acquisition of Territorial Sovereignty and Equitable Maritime Boundary Delimitation,” *Ocean Development and International Law*, Vol. 32 (2001) pp. 1-25.
- (25) Glen Plant, “Maritime Delimitation and Territorial Questions between Qatar and Bahrain (Qatar v. Bahrain) Judgement,” *A.J.I.L. (American Journal of International Law)* Vol. 96, No.1 (2002) pp. 205-206.
- (26) Separate Opinion of Judge Kooijmans, *ICJ Reports* 2001, p. 225, para. 1.
- (27) *ICJ Reports* 2001, p. 77, para. 114 and p. 83, para. 139.
- (28) 太寿堂、前掲書、注7) 200-203ページ；芹田健太郎『日本の領土』、中公叢書、2002年、106-145ページ参照。
- (29) Ji Guoxing, “Maritime Jurisdiction in the Three China Seas,” *IGCC Policy Papers* (University of California, Multi-Campus Research Unit) 1995, Paper PP19 (<http://repositories.cdlib.org/igcc/PP/PP19>, p. 10) 中国の海洋開発の現状については、金永明「中国における海洋政策と法的制度について」『広島法学』第30巻4号（2007年）117-128ページ参照。
- (30) 2005年4月、経済産業省は白樺油ガス田と楠（中国名：断橋）ガス田が中間線の日本側までつながっていることを確認したと発表した。経済産業省『エネルギー白書2005年版』、ぎょうせい、2005年、8ページ。
- (31) 大陸棚の境界にまたがって単一の鉱床があり、資源が流体物である場合には、一方の側からの一方的採取は他方の側の権利を侵す結果になりかねず、その意味でも双方の協力は不可欠である。三好正弘「日中間の排他的経済水域と大陸棚の問題」、栗林忠男・秋山昌廣編『海の国際秩序と海洋政策』、東信堂、2006年、271-272ページ。1999年のデンマーク・英国間の海洋境界画定条約2条1項は、こうした場合に情報提供義務を課している。Cf. Jonathan I. Charney and Robert W. Smith (eds.) *International Maritime Boundaries*, Vol. IV, Martinus Nijhoff, 2002, p. 2971.
- (32) 衆議院経済産業委員会平成16年10月27日小平信因政府参考人答弁。
- (33) 帝国石油、石油資源開発、芙蓉石油開発、うるま資源開発の4社が鉱区申請を出したが、対中関

- 係の悪化を恐れた政府がこれまで許可を与えなかった。その結果、日本は探鉱データももたないという事態に陥っている。十市勉『問題先送り』は許されない東シナ海の大陸棚開発』、IEEJ (The Institute of Energy Economics, Japan) 2004年9月、2ページ。
- (34) 東シナ海は、北緯33度17分の緯度線から始まり、琉球列島南端と台湾の北端までを指し、その海底地形は平均水深50メートル前後で、沖縄トラフの直前まで大体100メートル未満の大陸棚が中国から日本に向かって延びていると言われる。河鍊洙「東シナ海における天然資源の開発をめぐる諸問題 国際協力の観点から日本の政策について」『龍大法学』第38巻4号(2006年) 3ページ。
- (35) 実際、日本は中間線から離れた中国側海域に所在する「八角亭」と呼ばれる中国側の新たなガス田施設に対して抗議しており、200海里までを係争海域として主張する対外的意思の表われとみることができる。西村弓「日中大陸棚の境界画定問題とその処理方策」『ジュリスト』No. 1321(2006年) 54ページ。
- (36) *ICJ Reports* 2001, p. 93, para. 173.
- (37) 中村洸教授は、海洋法条約はEEZと大陸棚の双方の画定のための線を1本にすることを予定していると説く。中村洸「排他的経済水域と大陸棚の関係」、山本草二・杉原高嶺編『海洋法の歴史と展望』、有斐閣、1986年、66-67ページ。もっとも、条文が同一であっても、「衡平」の内容は権原の相違によって異なりうるわけであって、EEZと大陸棚の境界画定の相互関係についてはさらに慎重な検討を要するという立場もある。水田周平「国連海洋法条約における排他的経済水域と大陸棚の境界画定の相互関係に関する研究 オーストラリア・インドネシア間の境界画定条約を素材に」『上智法学論集』第44巻1号(2000年) 101-102ページ参照。
- (38) 北海大陸棚事件(西ドイツ/デンマーク、西ドイツ/オランダ)、エーゲ海大陸棚事件(ギリシア対トルコ)、チュニジア・リビア大陸棚事件(チュニジア/リビア)、メイン湾海洋境界画定事件(カナダ/米国)、リビア・マルタ大陸棚事件(リビア/マルタ)、陸・島及び海洋境界紛争事件(エルサルバドル/ホンジュラス)、ヤン・マイエン海洋境界画定事件(デンマーク対ノルウェー)、カタール・バーレーン海洋境界画定及び領土問題事件(カタール対バーレーン)、カメルーン・ナイジェリア領土及び海洋境界事件(カメルーン対ナイジェリア)、カリブ海における海洋画定事件(ニカラグア対ホンジュラス)、領域及び海洋紛争事件(ニカラグア対コロンビア)、黒海における海洋境界画定事件(ルーマニア対ウクライナ)である。なお、1991年に提訴されたギニア・ビサウとセネガルの海洋境界画定事件は、1989年の仲裁裁判判決事件判決(1991年)後に、両国が1993年に協定を締結し、国際開発機構を設立し共同開発を行なうことで合意し、訴訟が取り下げられた。
- (39) 三好教授によれば、北海大陸棚事件判決では自然の延長論が境界画定に直結するかのごとき論調が展開されたが、早くも1977年の英仏大陸棚事件判決でこれが微妙に修正され、自然延長が境界画定に絶対的な基準とならないことが示されたとされる(18 *RIAA* 91, para. 191)。三好正弘「海洋の境界画定」、国際法学会編『日本と国際法の100年(第3巻:海)』、三省堂、2001年、167ページ。
- (40) *ICJ Reports* 1982, pp. 46-49, paras. 43-48.
- (41) 同裁判所は、衡平原則を「衡平な結果を達成するために適切な原則」とし、衡平および善と区別されなければならないとした。
- (42) *ICJ Reports* 1985, pp. 33-38, paras. 34-44.
- (43) 本事件の詳しい内容については、国際司法裁判所研究会「グリーンランドとヤン・マイエン間の海域の境界画定事件」(酒井啓亘担当)『国際法外交雑誌』第95巻5号(1996年) 41-69ページ; 富岡仁「グリーンランドとヤン・マイエン間の海洋境界画定に関する事件」『名経法学』第7号(1999年) 291-300ページ参照。
- (44) 田中則夫「国際法からみた春暁ガス田開発問題」『世界』2005年8月号、23-24ページ。英仏大陸棚事件判決が、「大陸棚条約に言う『等距離基準』と『特別事情』は、別個の法規ではなく、また前者に有利な推定を与えたものでもなく、両者が結合して単一の法規を構成しているのである。

特別事情は、等距離基準の適用を制限し衡平な境界画定を確保するための要件であり、これらの両基準が結合すれば、実際には、国際慣習法上の衡平原則により境界画定を行なうのと同じの結果になる」と判示していたことを想起すれば、ICJが基本的にこの仲裁判決の考え方に近づいていることがわかる。英仏大陸棚事件判決の評価については、山本草二『海洋法』、三省堂、1992年、206ページ参照。

- (45) もっとも、ICJは、「大陸棚の概念がEEZに吸収されたというのではなく、沿岸からの距離というような、二つの概念に共通な要素に、より大きな重要性が付与されなければならないということである」と判示している。 *ICJ Reports* 1985, p. 33, para. 33.
- (46) 栗林、前掲論文、注(19)、11ページ。また、チャーニー(J. I. Charney)は、136の二国間海洋境界画定協定を分析し、これらの協定においては等距離原則が主要な役割を果たしているとする。 J. I. Charney and L. M. Alexander(eds) *International Maritime Boundaries*, Vol. I(1993) Nijhoff, p. xlii.
- (47) 共同開発には、大きく分けて、海洋境界が画定した海域で行なわれる共同開発と海洋境界が画定しない海域での暫定措置としての共同開発がある。前者の例としては、1974年のフランス・スペイン間のビスケー湾大陸棚境界画定条約、同年のサウジアラビア・スーダン間の紅海共同区域・天然資源共同開発協定、1981年のアイスランド・ノルウェーのアイスランドとヤンマイエン間の大陸棚協定がある。後者の例としては1979年のタイ・マレーシアのタイ湾南部の共同開発区域設定の了解覚書や、1989年のオーストラリアとインドネシア間のティモール・ギャップ協定がある。これらの条約では、大陸棚の境界画定を棚上げにして、共同開発区域を条約で定めている。三好正弘「大陸棚の炭化水素資源の共同開発 東西センターの研究集会の議論を中心として」、山本・杉原編、前掲書、注(37)、184ページ。
- (48) [http://www.un.org/Depts/los/convention\\_agreements/convention\\_declarations.htm](http://www.un.org/Depts/los/convention_agreements/convention_declarations.htm), p. 19.
- (49) 西村、前掲論文、注(35)、52-53ページ。
- (50) 濱川今日子「東シナ海における日中境界画定問題 国際法から見たガス田開発問題」『調査と情報』第547号(2006年)、10ページ。
- (51) なお、日本は、2007年7月9日、国連事務総長に書簡を送り、1958年9月15日に行なった選択条項受諾宣言に、「この宣言は、紛争の他のいずれかの当事国が当該紛争との関係においてのみ若しくは当該紛争を目的としてのみ国際司法裁判所の義務的管轄を受諾した紛争、又は紛争の他のいずれかの当事国による国際司法裁判所の義務的管轄の受諾についての寄託若しくは批准が当該紛争を国際司法裁判所に付託する請求の提出に先立つ十二箇月未満の期間内に行われる場合の紛争には、適用がないものとします」の一文を加えた。『官報』(平成19年7月9日)、外務省告示第394号。
- (52) 西村、前掲論文、注(35)、58ページ。
- (53) 日本外務省ホームページ「日中共同プレス発表」([http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/visit/0704\\_kh.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/visit/0704_kh.html))、
- (54) 三好、前掲論文、注(39)、187ページ。
- (55) 三好「オーストラリア・インドネシア海底共同開発協定について」、李國卿『アジア・太平洋地域の国際関係 政治・経済・文化の研究』、文眞堂、1993年、187-192ページ参照。
- (56) [http://www.un.org/Depts/los/convention\\_agreements/convention\\_declarations.htm](http://www.un.org/Depts/los/convention_agreements/convention_declarations.htm), pp. 60-61.